

習志野市農業委員会総会議事録

平成25年第7回習志野市農業委員会総会は平成25年7月23日(火) J A千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 16名出席 欠席 1名

※ 16番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 3番 中台 孝政 4番 木村 静子

1. 議案審議結果

上程 3件 承認 3件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前10時00分

1. 付議事項

- ・議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第18号 生産緑地のあっせん結果について
- ・議案第19号 習志野市国民健康保険運営協議会委員の推薦について

- ・報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>皆様、お早うございます。 只今より平成25年 第7回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、12番 吉野 吉雄委員より欠席報告があり、1名の欠席と1名の欠員を含め18名中16名の出席であります。 よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。 3番 中台 孝政委員、4番 木村 静子委員、両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>先日の現地調査につきましては、お忙しい中、全員参加いただき有難うございました。 木村静子委員には、その日の午後に女性農業委員の会合のため積極的に県に出向いていただき有難うございました。 総会終了後、その他事項のところで、報告というか参加した感想などをお願いいたします。</p> <p>本日の総会案件は、3件を上程しています。 それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より、議案の読み上げをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第17号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。</p> <p>平成25年7月23日提出</p> <p>1. 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番● 178㎡</p>

<p>議 長</p>	<p>2. 権利の内容 所有権移転</p> <p>3. 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局ご苦労様でした。 議案第17号の詳細な説明を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案の詳細説明をさせていただきます。 議案第17号参考資料をご覧ください。農地法3条の規定による許可申請という事で農業委員会受付は平成25年7月10日、申請日は平成25年7月23日。申請者につきましては、只今説明があったとおりです。 場所につきましては、次の案内図のとおりでございます。 今回の現地調査は、17日に皆さんで行かれましてご覧いただいたとおり、登記簿上は畑ですが、現状は草とか木が生えているという状態です。 申請者の●●さんが、隣接の農地を所有していることから購入して整地し、耕作したいということで申請したのが大きな理由となります。 ●●さんにつきましては、公図にありますように●●●番●・●・●を所有しており、今回隣接している●●●番●を取得することで一体的利用が可能になり規模拡大が図れることとなります。 また、●●●番●につきましては地続きですが、現状としては利用されていないような状況でした。 譲渡人の●●●さんですがこの土地は道路に接道してなく、耕作にも適さない場所で、今までずっと荒れているという状況でございました。 今回隣接の所有者に購入していただくことになり売却することにしたということです。 農地法3条というのは、農地を売ったり貸したりする場合に使われる農地法の規定ですが、その場合は農地として耕作・使用することや農家要件などの審査もあります。 先ず、農家要件ですが、申請地を含め35アール以上の農地を所有又は借りるなどし、35アール以上の農地を耕作することが要件となり、すべての農地を耕作していなければなりません。 譲受人の●●さんについては、所有地が3,276㎡、今回178㎡購入、</p>

<p>議 長</p>	<p>借入地（利用集積）として1,761㎡、合計5,215㎡となりまして35アール以上になります。譲渡人につきましては、そのような要件はございません。</p> <p>また、耕作日数としまして家族の方の従事日数も考慮することになりますが●●さんにつきましては農家台帳の申請で記載のとおりでございます。</p> <p>その他農機具の保有状況、年間収支計画等により審議していただいて、農業を続けていただけるか取得した農地を利用していただけるかが審査の要件となります。</p> <p>続いて、現地調査報告を申請地の地元農業委員であります6番 斉藤健次委員より、お願いします。</p>
<p>齊藤委員</p>	<p>議案第17号「農地法第3条の許可申請について」調査報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、7月17日に、廣瀬会長他16名委員全員と事務局職員2名・申請者側から●●●●さん他1名の立会で行いました。</p> <p>今回の現地調査は、●●●●さん所有の●●●●丁目の農地を、●●●●さんへ農地法第3条により所有権移転するものです。</p> <p>案内図にもありますとおり、●●さんの土地と●●さんの土地は隣接しておりますが、申請の土地については、接道がなく細長いため、耕作することができませんでした。</p> <p>そのため、隣接農地の所有者である●●さんに売却するとのことでした。</p> <p>一方、●●さんにおきましては草木が生い茂った状況ではありますが、草木を伐採し、農地として活用を図り一体の農地として活用することが可能なため、取得するとのことでした。</p> <p>以上、議案第17号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>齊藤委員、ご苦労様でした。</p> <p>只今、齊藤委員、事務局より議案第17号の説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ありましたら挙手願います。</p>
<p>市瀬委員</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>市瀬委員どうぞ。</p>
<p>市瀬委員</p>	<p>公図の写しの●●●●番●・●・●の中で今回●●さんが取得するのが●●●●番●ですがその下に●●●●番●という細い土地がありますがここが残っ</p>

議 長	<p>てしまうのがもったいないような残念な気がしました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>この土地の所有者は●●●●さんで、面積は39㎡で地目は山林です。山林なので農地以外の扱いとなりますが、今回の●●さんの申請にはありませんが、公図上残っております。</p> <p>公図上に載っている以上は、土地の権利として存在いたします。</p>
議 長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>事務局で補足することありますか。</p>
事務局	<p>はい、●●●●番●は市外在住の方が所有者されていて、耕作放棄地調査の関係でお聞きしたところ、アンケート調査から管理方法についてもこれから考えて行きたいと書かれていました。</p>
議 長	<p>質問等が無ければ、採決に入ります。</p> <p>議案第17号 農地法第3条の許可申請に賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第17号の 農地法第3条の許可申請は許可することに決しました。</p>
議 長	<p>続いて、議案第18号 「生産緑地のあっせん結果」について 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>はい、議案第18号 生産緑地のあっせん結果について</p> <p>平成25年6月21日開催の平成25年第6回総会、議案第15号において審議し地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものである。生産緑地の申請地でございますが記載の全9筆でございます。</p> <p>登記面積といたしましては、9筆合計で5,169㎡区画整理に伴い換地面積が3,992㎡となります。合計面積3,992㎡に対しまして、買い取り希望価格が●●●●となります。</p>

事務局	回答期限は平成25年8月1日になっておりますので、本日の結果を提出となりますのでよろしくお願いいたします。
議長	この案件は、生産緑地のあっせん結果について皆様の地域で買い取り希望者がいた方は申し出てください。 ・・・各委員に聞く。・・・
中台委員	例えば、購入して農地として、しばらく利用するとありましたが、しばらくとはどの程度の期間になるのですか。
事務局	通常、農地法の3条で言いますと3年間ですが、ただ生産緑地ですので指定されてから30年あるいは死亡されるまではという事になると思いますけれども。
議長	三代川委員どうぞ。
三代川委員	仮換地にかかっていますが仮換地で街区・画地番号で場所は決まっているわけですが今言われた3年間農地で利用するという意味合いが理解できないのですが、仮換地中なので農地として認めるという事でやっているのですね。 換地になっていないから、27年に換地になった場合は丸3年になります。換地になった時が3年未満の場合はどうなるのでしょうか
議長	どういう取扱いになるかという事ですね。
三代川委員	はい、そうです。
事務局	生産緑地でございますので農業者の方がこの土地を購入する場合は、そこで生産緑地を継続していくのか、あるいは購入した時点で今後農業活用しないという時に生産緑地を外すことが可能なのかという問題が出てくるかと思いますが、そのまま継続していけば、結果30年は生産緑地で行きます。 ただし固定資産税はかなり安いということです。 また、相続税の納税猶予を受けていれば一生涯の間、生産緑地ということになります。
三代川委員	仮換地して場所指定されている訳ですが、現状は農地ではないという事ですね。換地後も農地として活用してもいいんですよね。

事務局	<p>当初生産緑地を受けている農地が、区画整理に伴って仮換地により位置・面積・地形が変わっていますが、区画整理以前の公図の場所ではなく、仮換地後の場所で指定されていますので、この指定された場所になります。当然ご質問のとおり区画整理期間は農地ではありませんが、今後農地として活用することは可能です。</p>
三代川委員	<p>この場所は区画整理内内ですが、用途地域の指定はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>第一種住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）、第2種高度地区となっています。</p>
議長	<p>各委員に買い取り希望がないということで、買い取り希望者なしで、市に回答いたします。</p> <p>続きまして、議案第19号 「習志野市国民健康保険運営協議会委員」の推薦について事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号</p> <p>習志野市国民健康保険運営協議会委員の推薦について</p> <p>習志野市長より委員の推薦について依頼があったので、審議を求める。</p> <p>1. 推薦委員 1名 2. 任 期 2年（ただし、農業委員の任期までとする。） 3. 期 間 平成25年10月1日～平成27年9月30日</p> <p>現委員は廣瀬会長が務めておりますが、平成25年9月30日をもって任期満了となるため習志野市国民健康保険条例第2条の規定に基づき、委員を推薦するものです。</p> <p>ただし、平成26年10月6日の農業委員の任期までとし、同年10月7日以降については、農業委員の新体制のもと決定する。</p> <p>農業委員会提出日 平成25年7月23日</p>
議長	<p>議案第19号の委員の推薦については、いかがいたしましょうか。</p>

議 長	海老原委員どうぞ。
海老原委員	委員の推薦についてですが、今、会長がされていますが任期満了まで継続していただくよう提案します。
議 長	<p>只今、海老原委員よりご提案がありました。皆様いかがでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・各委員 異議なしの声・・・・・・・・</p> <p>皆様、異議なしのことで判断いたします。 よって、「習志野市国民健康保険運営協議会委員」の推薦については、私、廣瀬が継続いたします。</p> <p>続いて、報告第13号及び14号の「農地転用届出書の受理通知の交付について」につきましては事前にご覧いただいていると思いますが、ご質問が有れば挙手願います。</p> <p>今月の報告第14号につきましては、件数が多いようですが、説明願いますか。</p> <p>・・・・・・・・事務局より説明・・・・・・・・</p> <p>以上で、本日の総会案件は全て終了いたしました。冒頭、申し上げました様に木村静子委員より、女性農業委員の会議に出席戴きました感想をお願いできますでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・女性農業委員の会議の感想・・・・・・・・</p> <p>木村委員ありがとうございました。 これを持ちまして総会を終了いたします。</p>